

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する
知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

2. シンガポール

(1) 総論

(i) 産業政策の概況⁵⁵

シンガポール財務相を座長としてシンガポール政府が設置した未来経済委員会 (Committee on Future Economy; CFE) が 2017 年 2 月に新成長戦略を発表し、新成長戦略の新たな目標を年 2~3% の GDP 成長率達成としている。これを実現するために、以下の 7 つの戦略を掲げている。

図表 156 新成長戦略の内容

国際関係の深化と多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN など近隣諸国とパートナーシップを構築・強化し、貿易と投資の自由化を進めていく ・ 高等教育機関と企業が海外のパートナーとの連携を強め、Global Innovation Alliance を発足させる ・ SkillsFuture Leadership Development Initiative (シンガポール教育省に置かれ、学生・社会人に対して、技能習得のプログラムを提供する取組⁵⁶) を通じて、ポテンシャルのある企業リーダーを海外に派遣することによって、国内外の市場の知識を深める
能力の獲得と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関やその他種教育機関における実際の仕事に求められる技術に関する教育プログラムの構築を支援する ・ IMDA の TechSkills Accelerator (ICT の専門家や ICT の専門化を目指す人材に提供される教育プログラム⁵⁷) のような企業主体の教育プログラムを構築し、新卒社員だけでなく、既存の社員の職能も開発できるようにする ・ Professional Conversion Programme (新たな技能を獲得したり、転職するにあたって新たに技能を学ぶプログラム⁵⁸) や Career Support Programme (半年以上の求職活動をしているなどの条件を満たす人に 3,600 シンガポールドルを提供し、雇用につなげるプログラム⁵⁹) を

⁵⁵ Future Economy

<https://www.gov.sg/microsites/future-economy> [最終アクセス日; 2018 年 1 月 23 日]

⁵⁶ SkillsFuture Singapore

http://www.ssg-wsg.gov.sg/about.html?_ga=2.62759727.202080981.1516853374-1706291834.1516853374
[最終アクセス日; 2018 年 1 月 23 日]

⁵⁷ TechSkills Accelerator

<https://www.imda.gov.sg/industry-development/highlights/talent-development/tech-skills-accelerator> [最終アクセス日; 2018 年 1 月 23 日]

⁵⁸ Professional Conversion Programmes

<http://www.wsg.gov.sg/programmes-and-initiatives/professional-conversion-programmes.html>
[最終アクセス日; 2018 年 1 月 23 日]

⁵⁹ Career Support Programme for Individuals

<http://www.wsg.gov.sg/programmes-and-initiatives/wsg-career-support-programme-individuals.html>

	改良し、全ての人が享受できるようにする
企業におけるイノベーションとスケールアップのための能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資を推進し、研究機関の研究成果や知的財産の商業化を促進する ・ネットワーキング、メンタリング、技術支援、資金支援などを通じて、急成長する企業のスケールアップと国際化を支援する。 Partnerships for Capability Transformation（大企業と中小企業の協業を促すプログラム。2018年現在では、“Gov-PACT”と事業名が変わっている⁶⁰）のような取組のもとで支援を強化する ・民間からも多様なファンディングができるように促し、VCをとりまく規制を簡素化する
強固なデジタル技術能力の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業がデジタル技術を導入することを推進する ・産業界と共同研究所を立ち上げ、兵役制度の改良を行うことで、サイバーセキュリティ分野やデータ分析分野の能力を高める ・企業にデータを資源として利用してもらうように支援を行うプログラムを創設する。企業に特化した手引き書を作成したり、データサイエンスのプロジェクトを実行する
活気のある、外部に開けた都市の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンギ国際空港ターミナル 5 プロジェクトなどの取組を進め、新たな海外のネットワーク獲得に投資する ・地下開発などを通じ、新たな空間を創造していく ・プンゴル地区やジュロン地区におけるイノベーション区域開発を通じ、経済活動の密度が濃いクラスターを創造する ・政府及び民間セクターは国内企業の輸出能力を開発することを支援する
産業変革マップの策定と実行	<ul style="list-style-type: none"> ・各産業分野が抱える課題に取組み、政府や企業等が協働できるようにするため⁶¹の Six Industry Transformation Maps (ITMs) を完成させ、企業に活用してもらう ・ITMs を改良し、別々の産業分野どうしで必要な人材のやりとりができるようにする
イノベーションと成長を可能とするパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ trade associations and chambers の機能を強化し、企業の取組を先導する ・イノベーションやハイリスクな取組を支援するための環境作りを行う

[最終アクセス日 ; 2018年1月23日]

⁶⁰ Partnerships for Capability Transformation

<https://www.spring.gov.sg/developing-industries/industry-initiatives/pages/partnerships-for-capability-transformation.aspx> [最終アクセス日 ; 2018年1月23日]

⁶¹ Six Industry Transformation Maps

<https://www.mti.gov.sg/MTIInsights/Pages/ITM.aspx> [最終アクセス日 ; 2018年1月25日]

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達をシステマティックにし、有望な産業の成長を支援する ・ 国内消費の向上や国際的な変化に対応するため、現在の税制度を見直す ・ 地球温暖化問題などに対応し、持続可能な環境作りに貢献する
--	---

(出典) CFE Report (2017年2月)

<https://www.gov.sg/microsites/future-economy/the-cfe-report/7-strategies>

[最終アクセス日：2018年1月25日]

(ii) スタートアップ政策

① 国立研究財団 (National Research Foundation; NRF) ⁶²

2006年1月に首相府直下に設立された組織であり、国家の研究開発の方向性を定めることを任務としている。シンガポールを科学・テクノロジーのハブにするというビジョンを掲げ、研究・イノベーション・新事業に関する方針・計画・戦略の策定や、研究開発力の強化に資するプロジェクトへの資金提供等を行う。

■ Early Stage Venture Fund (ESVF)

NRF が指定する地場大手企業と、シンガポールに拠点を持つハイテク系スタートアップに共同出資するファンド。ESVFのもとでは、スタートアップ企業に直接出資せず、提携先のVCへの出資を通じてスタートアップ企業に投資する。NRFによるVCへの出資額は最大1,000万シンガポールドルであり、各VCは同額の出資をほかの投資家から募ることが求められる。VCは、NRFの出資後5年以内であれば、出資額に金利を上乗せした金額でESVFの出資持ち分を買い戻すことができる。

■ AI Singapore

シンガポールの研究機関やAIスタートアップなどの企業に対し、人工知能に関する製品を作ることで、知識・技能を習得していくことを目的とする。5年間のトータルの投資額は150百万シンガポールドルにわたる。

⁶² NRF

<https://www.nrf.gov.sg/home>[最終アクセス日；2018年1月25日]

② 規格生産性革新庁 (Standards, Productivity, and Innovation Board; SPRING) ⁶³

通商産業省 (Ministry of Trade and Industry) の下部組織であり、国内の企業の成長を促し、製品サービスの信頼性を構築することをミッションとしている。スタートアップ支援についても、多様な支援スキームが用意されている。⁶⁴

■ Startup SG Founder

革新的なビジネスアイデアを有する起業家に対して、経営全般に関するアドバイスや研修プログラム、ネットワーキングの機会を提供するとともに、資金提供を行っている。

■ The Startup SG Tech

スタートアップの保有する技術について、商業化を実現するための研究開発費用を提供する競争的資金。

■ Startup SG Equity

提携する投資家とともに投資をする制度。知的財産を保有し、グローバル市場にも展開しうる技術を有するスタートアップに投資し、他の民間投資の呼び水になることを目的としている。

■ Startup SG Accelerator

インキュベーターやアクセラレーターを支援するプログラムで、資金やノウハウ等を提供することで、支援プログラムの質的向上を図る。例えば、スタートアップを支援するためのプログラムの資金を提供したり、経営的・技術的アドバイスをするためのメンターや専門家を派遣したり、インキュベーターのチームの人件費の一部を補填したりする。

■ Startup SG Talent

外国人の起業家がシンガポールでビジネスを始める際に提供される **EntrePass** や **Agency for Science, Technology and Research (A*STAR)** の研究者と2年間研究開発ができる **T-UP**、学生とスタートアップをマッチングするインターンシップやスタートアップのリクルーティングを支援する **SME Talent Programme** がある。

■ Startup SG Infrastructure

スタートアップに対し、**JTC LaunchPad @ one-north** というイノベーションセンターを提供する。バイオサイエンスや、情報技術、メディア、クリーン技術、エレクトロニクス、エ

⁶³ SPRING

<https://www.spring.gov.sg/About-Us/Pages/spring-singapore.aspx> [最終アクセス日 ; 2018年1月25日]

⁶⁴ STARTUP SG

<http://www.startupsg.net/> [最終アクセス日 ; 2018年1月25日]

エンジニアリングといった多様な分野のスタートアップが入居できる。本施設には、企業や高等教育機関、研究機関も入居している。

■ Startup SG Investor

投資家の投資額に対し、半分の税額控除（250 千シンガポールドルが上限）が与えられるなどの税制優遇を認める制度。

■ Startup SG Loan

10 人以下の従業員の企業が 100 千シンガポールドルまで運転資金に対する融資を受けられる SME Micro Loan やビジネスの拡大を目指す革新的で急成長している企業がビジネスを拡大するために 5 百万シンガポールドルの融資を受けられる SME Venture Loan がある。

③ 情報通信メディア開発庁（Infocomm Media Development Authority; IMDA）⁶⁵

シンガポール政府における情報通信・メディア分野の規制当局。また、規制のみならず、関連分野の企業に対する支援を行っている。特に、スタートアップの支援も充実している。具体的な支援内容は以下のとおり。

■ Accreditation@IMDA Programme

地方の情報通信技術を発展させるため、成長著しい情報通信技術の製品を持つ国内スタートアップに対して、政府や大企業から期待されているものとして認定し、潜在的なエンドユーザーに認定企業の技術を保証し、エコシステムを形成し、若い世代を触発し、より革新的な製品の開発、海外への展開を促進する。

企業は、技術・財務・経営の観点から審査され、審査に合格した企業は、100 以上の行政機関・企業における 250 人以上のキーパーソンとネットワークを構築できる。また、市場に大きな影響を与えるプロジェクトへの参画や海外市場への展開、投資家に対する選定されたスタートアップの魅力向上といったインセンティブもある。

■ PIXEL Labs

IMDA の前身である IDA の IDA Labs を前身とする。スタートアップや地方の企業に対して、大企業や潜在顧客とのマッチングを行ったり、プロトタイプを行うための道具を提供したり、メンタリング、ネットワーク構築といった支援を行っている。また、3D プリンターやロボット技術等に触れる機会を提供したり、子どもに対して、プログラミング等の機会も提供している。

⁶⁵ IMDA

<https://www.imda.gov.sg/industry-development/programmes-and-grants/startups>
[最終アクセス日；2018 年 1 月 25 日]

■ IMDA Tech Challenge

ある課題に対して、これまでその解決に取り組んできた方法ではなく、別の手法で課題解決を実施することを支援するプログラム。

■ Code@SG

将来的な技術力向上のために、国内の学生に対して、コーディングやプログラミング的思考を伝える教育プログラム。学校と協働し、遊びを通じた授業を提供している。

④ シンガポール国立大学 NUS Enterprise⁶⁶

NUS Enterprise は、アントレプレナーシップ教育のほか、企業との共同開発の促進や、スタートアップ支援、アウトリーチなどを行い、エコシステムの形成を行っている。学生向けのアントレプレナーシップ教育だけでなく、研究者や技術者に対して、スタートアップ企業を創設するための、市場開拓・ビジネスモデル策定・効率的な技術開発に関するコースを提供している。

また、同窓生による基金で研究開発支援を行ったり、SPRING 等の政府機関の助成の窓口となるなど、様々な助成金を扱っている。具体的な支援内容は以下のとおり。

■ NUS Start-Up Runway

まだ具体的な活動が行われていない起業家も含め、スタートアップ支援が積極的に行われている。スタートアップの成長段階に応じて、法律・会計などのアドバイスや、オフィスの貸出、人材獲得などの支援が受けられる。

■ BLOCK71

企業や政府機関との連携によって NUS Enterprise が運営しているワーキングスペース。NUS Enterprise の支援が受けられることとなっている。また、BLOCK71 はシンガポールのみならず、サンフランシスコ、ジャカルタ、蘇州市においても存在している。

■ 研究者向け支援

研究の実用化や知的財産、外部パートナーに関する情報提供の支援を行っている。特に、知的財産については、知財に関する基礎的な情報から NDA の具体的な締結方法まで幅広い情報がウェブサイト公開されている。

■ 企業向け支援

⁶⁶ シンガポール国立大学 NUS Enterprise
<http://enterprise.nus.edu.sg/> [最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 25 日]

知的財産のライセンスやビジネスマッチングに関する支援を行っている。また、企業に対する助成も積極的に行われている。

■ Social Venture Lab@NUS

社会起業家の育成のための取組となっており、教育普及活動を行ったり、ファンディングやメンタリング、テストベッド、ネットワーキングなどの支援を受けられる。

■ 資金支援

行政機関の補助金など様々な資金支援の窓口となっている。特に、The NUS Alumni Start-up Catalyst プログラムは、シンガポール国立大学の同窓生による基金により運営されているが、このプログラムに採択されたスタートアップは、10,000 シンガポールドルの支援に加え、ワーキングスペースの提供やメンタリング等の支援を受けられるようになる。

(iii) 知的財産政策

① シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore;IPOS) ⁶⁷

必ずしもスタートアップに限ったものではないが、以下のような支援が実施されている。

■ Intellectual Property Financing Scheme

100 百万シンガポールドルの事業予算が組まれており、ビジネスの成長や拡大を目的として、知的財産を収益化するための資金的支援を行う。

■ Professional Conversion Programme for IP Professionals

Workforce Singapore と協力し、知的財産に関する知識を社員に研修するプログラムを実施する。

■ Mediation Promotion Scheme

知的財産に関する紛争が起きている場合に、調停を行うための支援スキームで、5,500 シンガポールドルまで拠出される。

■ IP Business Clinics

民間のビジネスコンサルタントに対して、知財戦略などについて相談できるサービス。

■ IP Legal Clinics

⁶⁷ IPOS

<https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance>
[最終アクセス日 ; 2018 年 1 月 25 日]

特許侵害に係る事項など法律的な疑問について、弁護士から助言を受けられるサービス。

② Intellectual Property Intermediary (IPI) ⁶⁸

通商産業省の下に設立され、企業が新たな製品やサービス、プロセスを実現するにあたり、埋めるべき技術的課題を示すことを目的としている。

1-to-1 Company Engagement というサービスは、顧客となる企業の課題を解決するための技術等を検索し、その提供者とライセンスや提携などの手法を検討した上で、マッチングするというものである。また、オンライン上で他社や行政機関の技術的ニーズを検索するようなプラットフォームがある。

(2) 機関等の現状

(i) 南洋理工大学 NTUitive⁶⁹

① 機関概要

NTUitive は、大学の研究成果の商業化、ライセンス、スタートアップ支援、産学連携に加え、起業家教育を行っている。2014年にNTUの投資を担当する部署と知財管理をする部署が合併して設立された。

② スタートアップ支援の取り組み

スタートアップの成功を実現するには、技術開発だけでなく、ビジネスモデルも重要であるため、技術の開発をアウトソースするのか、企業内でやるのかなどの戦略策定を支援している。知的財産は技術のスクラビリティを検討する上で重視する項目の1つである。

また、支援については、NTUitiveのスタッフ全てで実施しているわけではなく、例えば、ネットワーキングプログラムでは外部の支援者が大企業とスタートアップがマッチングする機会を提供している。

③ 知的財産支援にかかる取り組み

(知的財産に対する研究者の意識)

研究者の知的財産に対する意識は高く、研究者が新しい発明をした場合、NTUitiveに直ちに相談しに来るようになっている。NTUitiveでは、その発明の評価を行い、その結果を踏まえて、特許等を出願することもある。なお、研究者の昇進について、論文を執筆することが最大の評価軸ではあるが、研究者が実用化を見据えた研究を行うことも高く評価されている。

⁶⁸ IPI

<https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance>

[最終アクセス日；2018年1月25日]

⁶⁹ NTUitive に対するヒアリング調査結果 (2017年10月12日)

(産学連携)

企業との共同研究については、その成果としての知的財産は大学に帰属することが原則である。

共同研究を開始するにあたっては、企業が内部でチームを組成し、自社の技術課題をリスト化した上で、大学にアプローチをすることとなる。NTUitive はそのリストを確認し、適切な研究者とのマッチングやファンディングに関する支援をしている。

特に、大学の研究者は技術開発に、企業はビジネスに専念しがちであり、このギャップを埋めることが効率的・効果的な共同研究を実施するために重要であるため、研究者に対するビジネスマインドを高めるためのセミナーなどを開催している。

(ライセンス)

大学が公開する知的財産は年間 400 件程度となっている。また、ライセンス（後述する評価のための 6 ヶ月間の試用を含む）は年間 60~80 件に上る。分野としては、再生可能エネルギー、応用工学、デジタル・サービス、ヘルスケア・バイオが挙げられる。

スムーズなライセンスを実施するために、大学が保有する知的財産に関心を持った企業は、6 ヶ月間無料でその技術の評価を実施することができるようにしている。企業がその知的財産を活用して収益につながる場合には、ロイヤリティ料が支払われることになっている。一方、活用に至らなかった場合は、企業から評価のフィードバックを得るようにしている。なお、この取組については、原則、非排他的に行っている。

スタートアップにライセンスする場合には、費用を安くするとともに、（公的研究機関として、原則は非排他的ライセンスを付与することになっているが、）排他的なライセンスもスタートアップの求めに応じて付与している。また、さらに費用を安くする場合には、スタートアップのエクイティーを持つということも行っている。

また、大学と企業が共有する知的財産については、企業に事前の断りを入れるものの、スタートアップに付与することは可能となっている。この場合、大学・企業・スタートアップの間で十分に信頼関係が構築できていることが通例で、企業からクレームが入ってくることはない。

さらに、ライセンスについては、外部のスタートアップ企業であっても、信頼関係が構築できれば、ライセンスの付与を妨げるものではない。

(ii) Rebright Partners⁷⁰

① 機関概要

インド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイといった ASEAN を中心とした市場に投資を行う独立系の VC である。また、投資活動を通じて得られる知見やネットワークを通じて日本企業のアジア進出も支援している。

現在、ファンドを 4 本運営している。一部個人投資家からの出資もあるが、出資者の 100% は日本の企業である。投資先は東南アジア（インドネシア・シンガポール・マレーシア・タイ）とインドのみとなっている。投資先の分野としては、E コマースや SNS などのインターネットサービスから IoT や半導体などのコアテクノロジーも含め IT 全般となっている。また、投資ステージはシードステージからアーリーステージとなっており、アーリーステージの中でも「シリーズ A」と呼ばれる初期の段階をターゲットとしている。

会社はシンガポールにあるが、東京とインドにもチームがいて 3 拠点を持つ。アジア企業への投資に特化している点が特徴である。

② スタートアップの知的財産支援にかかる取り組み

スピナウトしたスタートアップに対する投資判断については、起業家に特許出願の経験があることを一種のデューデリジェンスとしている。とはいえ、シードステージからの投資をしているため、特許出願に関する機能も自社内で持ち、特許出願やプロトタイプングも支援している。特許を出す・出さないという知的財産戦略はもちろん、マーケットでの競争優位を確立するための物量作戦にいかにか勝利するかというところまで指導する能力を備えている。特に大学発ベンチャーであれば、起業家のビジネス経験が乏しいので、特許化の有無の見極めも含む知的財産戦略の支援を行っている。

インドのバンガロールではコアテクノロジー系のスタートアップが充実しており、同社のファンドでインドのコアテクノロジー系のスタートアップに投資をしている。コアテクノロジー系のスタートアップは当然のことながら多数の特許を保有しており投資する場合には技術の目利きが必要となるため、まずは社内の専門家（当該技術分野と知的財産に詳しい人材）が目利きを行い、より詳細な評価については外部の専門家とも連携している。なお、連携する外部の専門家とは弁理士ではなく、当該分野の技術またはビジネスに精通している業界人であることが多い。

インターネットサービス系のスタートアップはアイデアやひらめきで参入が容易である反面、すでに過当競争が起きているため、今後のスタートアップはコアテクノロジー系にシフトしていくとみており、VC としての知的財産に対する取組を強化している。

⁷⁰ リブライトパートナーズ (Rebright Partners Pte Ltd) 代表取締役蛭原健氏に対するヒアリング調査結果 (2017 年 10 月 12 日)

(iii) ETPL (Exploit Technologies Pte Ltd) ⁷¹

① 機関概要

A*STAR 傘下の研究機関が保有する知的財産を管理しており、ワンストップで他の研究機関や企業に対して技術移転を行っている。

② スタートアップ支援の取り組み

ETPL では A*STAR の研究者が自らスピノフすることを支援している。第 1 段階として、研究者に対してイノベーションとは何か、技術を活かして社会に貢献するとはどういうことかを理解してもらうためのプログラムを提供している。その際、外部から専門家を招いてファイナンスや知的財産保護の重要性に関するレクチャーを実施することもある。スピノフに関心を持った研究者に対しては、第 2 段階としてブートキャンプを行ったり、メンターシステムというプログラムを提供する。この段階では、メンターやアドバイザーから専門的な支援を受けられるようなコミュニティの形成を重視している。スピノフを希望する研究者は同窓生や業界人などの多様な人材とネットワークをつくり上げていくことが重要と考えているからである。なお、知的財産制度に関する法律的なレクチャーもこの段階で実施している。その際の講師は特許事務所などから来てもらうこともあるが、特許に関するメンタリングはビジネスに精通している人材が適任とのスタンスから、企業のコンプライアンスの担当者や先輩起業家が講師となることも少なくない。

最終の第 3 段階では、投資家から支援を得られるようなプレゼンテーションの方法を教えたり、ビジネスプランの策定に関する実践的な教育プログラムを提供したりする。ETPL にはレジデント VC ファイナンスという仕組みがあり、エンジェル投資家や VC と頻繁に情報交換を行っており、連携している VC がどこに投資したいのを把握しているため、起業家もそこをターゲットにプレゼンテーションを行うことができる。こうした、無駄を排した合理的なアプローチ（ターゲティング・アプローチ）を重視している。

なお、A*STAR の職員のままスタートアップの経営（エグゼクティブボードメンバー）に関与したり、フルタイムの職員として働くことはできないため、スピノフする際には、休職して経営に携わるか、A*STAR の職員のまま企業の非常勤ポストに就くかを選択する必要がある。ただし、前者の場合、休職期間は最長 2 年間なので、その後は経営にとどまり A*STAR を離職するか、経営を離職して A*STAR に戻るか、いずれかを選択しなければならない。

⁷¹ ETPL に対するヒアリング調査結果（2017 年 10 月 13 日）

③ 知的財産支援にかかる取り組み

ライセンスを行う際は、商業化までのマイルストーンを決める。それを達成せず、ライセンス先が事業化を怠った場合は、ライセンスを取り消す場合もある。

行政機関としての立場もあり、ETPL は非独占的ライセンスを基本としているが、スタートアップに対しては利用できる領域を限定して独占的ライセンスを与えることもある。

特許の保有については、ETPL が単独で保有している特許もあれば、共有のものもある。共有特許を使って ETPL からスピノフする場合は、共有している企業の事前了解が必要となるが、誰が商業化するかを早い時期から取り決めているので、特許問題は発生しない。

PCT 出願するための予算は ETPL として確保しており、米国や EU へも出願することを基本としている。

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-6501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1021

FAX 03-6733-1029

URL [http:// www.murc.jp](http://www.murc.jp)

E-mail info-chizai@murc.jp